

第3回 産業経済委員会記録

- 1 日 時 令和4年6月15日(水) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- | | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 委員 長 | 阿部 幸夫 | 委員 | 堀川 義徳 |
| 副委員 長 | 横尾 祐子 | 〃 | 植木 茂 |
| 委員 | 丸山 政男 | 〃 | 宮澤 一照 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- 議 長 佐藤 栄一
- 7 説明員 6名
- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 副市 長 | 西澤 澄男 | 環境生活課長 | 岩澤 正明 |
| 建設課 長 | 丸山 敏行 | 観光商工課長 | 城戸 陽二 |
- 8 事務局員 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 局 長 | 阿部 光洋 | 庶務係 長 | 霜鳥 一貴 |
|-----|-------|-------|-------|
- 9 件 名
- 議案第44号 妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第45号 動産の取得について(ロータリ除雪車)
- 議案第46号 動産の取得について(除雪ドーザ)
- 議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項について
- 10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(阿部幸夫) ただいまから産業経済委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第45号、議案第46号の事件議決2件、議案第44号の条例関係1件、議案第49号の所管事項の補正予算1件の合計4件であります。

議案第45号 動産の取得について(ロータリ除雪車)

○委員長(阿部幸夫) 最初に、議案第45号 動産の取得について(ロータリ除雪車)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(丸山敏行) ただいま議題となりました議案第45号 動産の取得(ロータリ除雪車)について御説明申し上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るとともに、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、ロータリ除雪車1台を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得するロータリ除雪車は、除雪幅2.6メートルで220キロワット級です。契約金額は5423万円、契約の相手方は妙高市大字関川723番地22、株式会社橋詰商会妙高営業所で、去る5月19日（後刻訂正あり）に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

以上、議案第45号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第45号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） おはようございます。除雪ロータリ車の取得ということで、非常に冬の除雪の重要な機械だと思うんですが、主にこのロータリ車、高額なものなんですが、どの辺の活動範囲というんですか、してですね、どの辺を拠点の基地、格納庫にするんでしょうかね。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

今回のロータリ除雪車の更新につきましては、主に妙高高原地域で田切地区に配車いたします。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 新しいロータリ車購入するという事は、既に今あるロータリが古くなって更新するのか、それとも除雪のレベルを上げるというんですかね、1次除雪をいかに早く飛ばしてそういうふう to 確保する、いわゆる除雪のレベルを上げるためにする、どちらなんんでしょうかね。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

今回除雪車購入につきましては、更新というもので、現在使っている機械が平成8年式の25年経過しております。経年劣化等も著しいために今回新たに更新するものでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今25年という話出ましたが、大体ロータリ車というと25年めどに更新していくのか、使用頻度によってあるんでしょうけど、やはり修理してあと何年使ったほうがいいのかというタイミングと、もう更新したほうがいいのかというようなタイミングもあると思うんですが、その辺の判断基準というのは何かあるんでしょうかね。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

一般に耐用年数が10年とされているんですけども、当市においては20年以上、稼働時間にして2000時間以上使ったものを主に更新基準のめどとしております。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（横尾祐子） 委員長を交代します。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私のほうから実はですね、今堀川委員のほうからもありましたけど、実際妙高市で何台ぐらいこのタイプの機械を、除雪車を持っているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○副委員長（横尾祐子） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

ロータリ除雪車につきましては、現在市の保有台数が19台ございます。そのうち15台が各除雪業者に貸与という

ことで15台、あと市の直営ということで4台、合計19台確保しております。

○副委員長（横尾祐子） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、その台数についてはどのような形ですね、冬は当然動いて業者に渡っているんですが、春から秋にどのような形で管理されているのかお願いします。

○副委員長（横尾祐子） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

基本的には、冬のシーズン終わりますと翌シーズンに向けて点検とか、車検とか、そういったものとなっておりますけども、ただ小型除雪機、歩道用の除雪車につきましては、アタッチメントを替えまして、夏場については乗用の草刈りという形で2台今稼働しております。

〔「委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横尾祐子） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） すみません、先ほどの提案説明の中で私ちょっと訂正お願いしたいと思います。契約日なんですけども、「5月13日」のところ先ほど私「5月19日」と言ってしまいました。訂正お願いします。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（阿部幸夫） じゃ、委員長交代します。

これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第45号 動産の取得について（ロータリ除雪車）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 動産の取得について（除雪ドーザ）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第46号 動産の取得について（除雪ドーザ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（丸山敏行） ただいま議題となりました議案第46号 動産の取得（除雪ドーザ）につきまして御説明申し上げます。

本案は、除雪体制の強化と除雪水準の向上を図るとともに、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、除雪ドーザ1台を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する除雪ドーザは16トン級です。契約金額は2266万円、契約の相手方は東京都港区白金1丁目17番3号、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーで、去る5月23日に入札を行い、仮契約を締結したものであります。

以上、議案第46号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第46号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほどに続いて動産の取得ということなのですが、私ちょっとこれ副市長にお伺いしたいんですよね。実はこうやって古い機械をどんどん更新して行って、先ほどの課長の提案説明にありましたけど、除雪の質の向上ということで、市民の方々にしてみると近隣自治体に比べると非常に妙高市の除雪はいいということで、すばらしい除雪体制の中で移住、定住される方もいるというふうな話を聞いているんですが、近年の人口減少で、恐らく人口減少の割には路線の延長が短くなっていないと思うんですよね。いろんな団地開発等で市道延長が、むしろ除雪をしなきゃいけない延長が増えていくという中で、今やっぱり除雪やっていたら業者さんに聞くと、オペレーターの高齢化ですとか、そういった技術者の不足という中で、ある意味管理しなきゃいけない路線が多くなる中で、実際に除雪をしてくれる方が高齢化したり、少なくなったりするという中で、非常に相反するギャップ、ねじれが起きていると思うんですが、今後の妙高市の除雪体制ですね、どういった形で維持していくのか、特に人ですよ、この人をどうやって維持していくのかということ、恐らく建設課も業者さんといろいろ話ししながらやっていくと思うんですが、どこかで何か市としてこういうふうな方向性をというふうな形が出ないと、なかなか今の水準を維持できないのかなど。上越辺りですと、専業農家さんが夏中心で水稲専業でやられている農家さんが当然大型免許等お持ちということで、冬には今度除雪部隊に参加して会社つったり、いろいろそういった形でやっていると思うんですが、そういった一年中、夏は農業、冬は除雪みたいな形でやられているというふうな話も聞くんですが、妙高市として今後冬の今の除雪のレベルを維持するために、どのような考えということですかね、方針でいったら一番市民の冬の安全、安心のためにできるのかというふうな考えがあれば少しお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（阿部幸夫） 副市長。

○副市長（西澤澄男） 御質疑にお答えいたします。

今の話は非常に大きな課題でございまして、これは妙高市のみならず豪雪地帯全体の課題だというふうに認識しております。そういう中で今委員からもお話のありましたそういう人材の確保については、今建設課も真剣にやっておりますし、妙高市としては今現在も他市にはない直営班というのを持っていて、それが今委員のおっしゃった夏は自営業、農業やったり、いろんな職種を持っていらっちゃって、冬除雪に携わっていただくという形を取っています。それが今8人雇用させていただいています。そういうものをこれから基本的には各事業所さんをお願いする中で、そういう人材を確保していくということも一つの方法だと思いますし、あとそのほかに逆に言うと若い方からそういう形の、建設業者自体が今人材不足ですので、そちらのほうをまず充足していただくいろんな方法があると思いますし、またもう一つの方法としては、今のIT技術を活用する中で、これはいいか悪いかというのはいろんな論議があるんですが、今オペレーター2人体制、2人従事していますけども、そういう機械化によって1人体制にできるのかどうか、これは安全上の問題がありますから、十分これから研究していかなくちゃいけないと思いますが、そういうものもまたもし可能であれば取り入れていくということで、全体の充実、レベルの維持というのをしていかななくちゃいけないというふうに思っています。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 市としてそういう直営部隊ということで、ある意味新しい取組もされているということだと思うんですが、今度建設課長に具体的にですね、多分恐らく今の先ほど建設会社自体が要はどんどん、どんどんある意味人と機械を少なくしていくということになると、なぜかという結局夏場の仕事がそんなになくなっていくということになりますので、ある意味夏場の仕事をちゃんと確保してあげればそれなりの機械も人も用意できると。

その用意された人と機械で冬場の除雪を乗り切るというようなことで、冬だけの除雪の問題ではないと思うんですが、その辺具体的に夏場の仕事と冬場の除雪というような1年一体化的なですね、そういった考え方というんですかね、建設業中心としたそういった作業の出し方というのも今後検討していかなくちゃいけないと思うんですが、具体的にそのような動きはあるんでしょうかね。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

公共事業そのものが市だけじゃなくて国、県も当然減ってきていますし、同じ状態が続いているような形なんですけども、当市としましてやはり公共事業、他市に比べて小さい業者も結構いますし、業者の数だけはい多いと思います。ですんで、その辺はやっぱり予算の確保も大事ですけども、仕事の出し方ですかね、年間通しての平準化、偏らない形も大事ですし、また仕事というか、直すところ、修繕ですかね、そういったものいっぱいになってくれば、本当に当初予算足りなければ議員の皆さん方の御了解得ながら、また補正とかですね、そういった対応も必要だと思っていますし、なかなかやっぱりお金の絡んでいる話なんで、こうやったらいいとはなかなか言いづらいんですけども、安定した事業が続けられるように業者とやりとりしながら、人員確保ですかね、そういったものもヒアリング等も含めた中で検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 冒頭申し上げたとおり、妙高市の除雪というのはやはり住んでいると分かりませんが、よその自治体の方から見ると非常にレベルが高いというようなことで、我々も自信持って冬の生活をしていられるということもありますんで、ぜひこの除雪の水準を下げないように、機械的、人間的な面を建設課及び市が一体となつてですね、本当に冬場の生活に困らないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） ひとつお伺いしますけども、今回入札で決定したのがコマツカスタマーということで今課長からお話のように、東京の白金のところに会社があるということなんですけども、その会社が我々のところの入札に関わったというのは、どういう方法で分かって入札に参加したんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） 重機の取扱業者ということで、指名参加願は出ております。今回私どもも業者選定するに当たり、当然当初参考見積りなんか取ったりしているんですけども、市内の業者、市外の業者、あと専門的なメーカーの業者ですかね、そういったところから参考見積り取りまして、それ予定価格の参考にさせてもらっているんですけども、ただなかなかやっぱり納期が間に合わないとか、そういった業者も出て辞退する業者もここ数年多いような状態なんですけども、ですんで、今回コマツなんですけども、コマツも直営店でありますし、やっぱり機械の確保も十分できるということで指名させていただいております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 東京の会社ということになると、幾らコマツは大きい会社といえども、もし故障したときの場合とか何かのメンテナンスについてはどのような感じになるんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

メンテについては、市内に重機を扱える業者ありますんで、そこに車検とか出させてもらっていますし、当然コマツの機械も扱える業者ということで、メンテについては特に問題ないと考えております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） もう一点なんです、今回この入札で辞退が3社出ているんですが、3社が出た理由というのは分かっているのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

先ほどちょっと話したんですけども、納期が今年度中に間に合わないということで辞退したと聞いております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 過去に入札なんですけれども、県外の業者というのはどれぐらいの数、うちのほうでこのドーザとか、機械の入札というのはあるのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

これまで市外の業者でありますと、ドーザでよろしいですかね。ドーザにつきましては、昨年、令和4年、3年が市外です。あと平成25年、23年が市外となっております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この場合の市外を入札したときも辞退した業者は多分あると思うんですが、それもやっぱり納期が間に合わないとか、そういう経緯だったのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） ここ一、二年ですね、納期が間に合わんという話出てきていますけども、過去については辞退はたしかなかったと思っています。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） やはり今こういう経済の停滞ということになると、地元業者が潤って、それでまた経済が循環するというのがやっぱり理想だと思うんです。その辺の経緯からしたときに、地元業者を何とか説得するとかですね、納期ということになればもう一度考えて何とか、安い買い物じゃないし、2000万円、数千万円もする買物になるんですから、という場合にやはり地元のほうに還元するような形というのがすごく理想的だと思うし、商品券にしてもそういう形で出して循環型にしているんですけども、その辺の考え方というのは発想は出てこなかったんしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

私ども基本的に市内の業者に取っていただくのがやっぱり経済的にもいいかなと思っています。ただ、除雪になりますと、本来であれば冬まで間に合わせてもらいたい、それが大原則で、昨年については11月頭に納入してもらいました。ただ、今年度につきましては、やはり鉄が上がったりとか、半導体がなかなか入ってこないということで、降雪時期までには間に合わんと、それはどこの業者も言っていることなんですけども、ただ今年度の予算なんです、やはり今年度中には精算もしたいという気持ちはありますんで、その中でやはり年度内の中で何とかなるといったのが指名の辞退しなかった業者数社という形になっております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちなみに、山崎サービスは地元ですか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） 山崎サービスにつきましては、上越になります。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この中で妙高市内は何件あるんですか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） 今の入札参加の中では、辞退もしていますけど、新基建機、妙高市です。あと橋詰商会、2社です。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この中の本社が妙高市にあるのは何件ですか。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

本社があるのは新基建機です。あと橋詰商会については本社は上越市になっております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） なるべく地元から取るということはやっぱり原則だと思うんですよ。特に経済が停滞しているのを何とか回復してあげるといことで、必要性というのは私問われていると思いますし、ちなみに先ほどのドーナズの5000万円にしてもそうですけれども、やはり地元を何とか企業に力をつけさせるということがどんな小さなことでも私大事だと思うんですね。その辺を含めた物品の購入というのが私大原則になってくると思うんですよ。要は私の言いたいことは、こういう大きなお金というものが全て県外の本社があるところに流れてしまうということが、これはこの動産だけじゃなくて、やはり行政としてそこは認識してやっていかなかったら、いい経済循環が生まれにくいんじゃないかというふうに私は思います。その辺は副市長はどのようにお考えですか。

○委員長（阿部幸夫） 副市長。

○副市長（西澤澄男） お答えをさせていただきます。

こういう物品購入並びに工事にしても、今委員のおっしゃる、私も基本的な考え方は一緒でございます。ただ、今回については、今課長が話しましたとおり、諸般の事情があつてこういう形になりましたけれども、原則は市内業者から取っていただく、また市内本社の業者についてもできたらそういう大型機械も扱えるような形になっていただくのも一つの、これから私らmosusumeteiがなくちゃいけない一つかというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今副市長がおっしゃられたとおりですね、やはり市内の業者を育成していく、そうでなくてもやはり生産人口が減っていく、その要因というのはこういうところの小さなことかもしれないけど、ここから始まっているんだと思うんですよ。行政が言っているSDGsの持続可能という点から含めても、やはり持続可能にさせるのはこの業者をしっかりと育てていくといことのはすごいいいチャンスだったと思うんですけども、それを納期の問題でみすみす県外の業者に、特に都内の団体のそういう強いところに大事なお金というのをそういうところに生き金にさせないというのは非常に今後もやっぱり財政事情には問題が出てくるんじゃないかなと私思うんですけども、その辺副市長、いかがですか。

○委員長（阿部幸夫） 副市長。

○副市長（西澤澄男） お答えいたします。

お話は重々分かっているつもりでございますが、ただ今回は基本的に除雪という一つの今冬も市民の足を確保するというの中では、やはり安定した機械の導入というのがどうしても必要だったということでこういう形を取らせていただいたということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ぜひそれらを念頭に入れた、毎年、毎年ドーザの入替えだとか、これあるんですよ。ですから、その辺含めても、先ほどから聞いたように、昨年もそうだし、市外業者が入札されているということもやはりあります。なるべく多少高くても地元業者、要するに妙高市内の業者を育てるということは本当大事だと思いますので、その辺含めた入札という方向に私は持っていくべきだというふうに考えます。いま一度御回答お願いします。よろしくをお願いします。

○委員長（阿部幸夫） 建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。

今ほど少し高くてもと言っても、入札なんで、やっぱり入札が一番安いところ落札という形ありますけども、市内の業者取ってもらいたいということになると、今言った市内では1社、上越2社という形でありますけども、あまり数が少ないと競争性も働かなくて、なかなか入札にあまり適していないと思っていますので、その辺は現状の形がいいんじゃないかとは私は思っております。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第46号 動産の取得について（除雪ドーザ）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第44号 妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第44号 妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、近年地域のごみ集積所から資源物を持ち去る事案が発生していることから、資源物の持ち去りを禁止するとともに、命令に違反した場合の罰則を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

主な内容について御説明いたしますので、議案書を御覧ください。まず、第11条の2では、集積所に排出された資源物の収集運搬を禁止すること、また違反行為をした者に対し、収集運搬しないよう命令することができることを規定するものです。

次に、第31条では命令に違反した者は20万円以下の罰金に処することを規定するものです。

次に、第32条では、違反行為をした者が法人の代表者や従業員などであったときは、その違反行為をした本人を罰するほか、その法人なども同時に罰することを規定するものです。

最後に、附則についてですが、この一部改正は罰則を設けるものであるため、周知期間を考慮し、令和4年10月1日とするものであります。

以上、議案第44号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し

上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第44号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 本会議場でも少し質疑がありましたが、こういったいわゆる資源ごみの持ち去りの実際の事案があるということに対しての対応措置ということだと思うんですが、具体的に今までもあった条例にいろんな今回の罰則規定等々を追加したような形なんですけど、その辺もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） この条例につきましては、資源物回収であるとか、そういうごみ処理体制の構築を目指すものを規定している条例であります。今回持ち去りですね、した場合に資源物の循環の市民と行政でつくってきた、そういう構築してきた構造を壊すというようなことから、資源物の持ち去りを禁止するといったようなことで、この条例で一部改正をして罰則を盛り込むというようなことです。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 資源ごみ、ごみですのでね、持ち去った場合に窃盗罪とか、そういったほかの法的に引っかけると、そういったことはないんですかね。あくまで缶とか持ち去った場合にはこの条例でしか引っかけられないのか、それともいわゆる窃盗罪ですよ、そういった形のは引っかけられないんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 持ち去りの事案がありまして、警察といろいろ協議もさせていただきました。窃盗罪に当たるのではないかというような相談もさせていただいたんですけども、今のところ資源物、ごみ集積所に出した時点で持ち主が亡くなる、無主物というものらしいんですけど、そうなるというようなことで、その所有権が誰にあるか、条例の中で明記するというのもできたりするんですが、そういうときには窃盗罪というのでも適用されるんですが、そういう誰の持ち物かというような論議というか、そういうものをするよりも、持ち去ってはいけないと条例に規定して、その命令に違反した者について罰則をかけたほうがシンプルに行くといったようなことで、警察とも相談しながら、弁護士とも相談しながらこのような形にさせていただいたものです。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 当然今までは、そういったいわゆる恐らく缶を持ってきた人がそこへ出した時点でその人の所有権がなくなって、誰の所有かが、これは市の所有物であれば当然窃盗罪になるんでしょうけど、先ほどの課長の話ですと出した時点で所有権がなくなるということなんですけど、その前は恐らく持ち去っても罰則は特に窃盗罪として適用されないし、この条例もつくられる前ですから、罰則はなかったと思うんですが、この条例を4月10日から施行するということに当たって、例えば4月10日前に持ち去った場合は罰則は適用されないということなんですかね。10月1日か、すみません、10月1日です。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 条例に基づく罰則は適用されません。ただ、もう既に今年度につきましても2件ぐらいですね、持ち去りの事案がありまして、警察と市で現場に駆けつけて、警察からはですね、逮捕とか、そういうことではないんですけども、注意文なりを本人から出してもらうといったような処理をしております。ですので、今既にそのような対応しているんですが、罰則はないんですが、10月1日に向けても同じような対応をしてみたいと思っています。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 市内の資源ごみ収集場所たくさんあると思うんですが、恐らく人が見ている前で堂々と持っ

ていく方はいらっしゃらないと思うんですが、恐らく夜間そこに置きっ放しになるということはないと思うんですが、人の見ていないときにそっと来て持っていくというようなことに対応するために何か監視カメラですとか、そういった資源ごみ入れる場所に鍵をかけておけばそういったことはないと思うんですけど、持ち去れないような対策というんですかね、そういったのは何かお考えなんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 資源物の収集、市民の方から出していただくにつきましては、その日の朝を一応基本としております。それを周知するといったことですが、ただ今回の持ち去りににつきましては、県外の方が多かった。それも朝出されてから目の前で持っていきといったようなことなんです、実態としましては、ですので、ごみの管理者から、集積所の管理者から市なり、警察なりに通報いただいて対応しているというのが実態です。そのように既に対応しておりますので、今時点では2回注意してあって、今の時点ではそのようなものは発生していないんですけれども、引き続き集積所の管理者から連絡をいただくというようなことを周知していきたいと思えます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） このような事案がですね、今くず鉄ですとか、いわゆるアルミですとかというような値段が非常に高騰しているということで、妙高市あるか分かりませんが、グレーチングの蓋とか、そういった非常に我々通常であれば考えられないようなものを持っていってしまうというようなことがいろいろ新聞等でですね、マスコミで報道されているということを考えたときに、見つけたら何かするというよりも、やはり何か市としてせつかくこういう条例つくったわけですから、そういった盗難、持ち去られないような対策というのも今後必要かなと思うんですが、その辺何か町内会とか、こういったことを心がけてくれというような呼びかけはする予定はあるんでしょうかね。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 条例の一部改正、罰則をつくるに当たってはいろんな調査をさせていただきました。罰則をつくるということ、捕まえることが目的ではないんですけれども、やはり条例で罰則をつくったところにはごみの資源物の持ち去りというのはなくなっているのが実態です。条例の公布後ですね、市民の方に周知したり、町内会、管理者の方に通知して、このような事例があったときは速やかに対応するということが基本となると思えますし、パトロールについても持っていかれるようなですね、多く集まるところをパトロール、春が多いんですけども、それを中心にパトロールするといったことも考えております。

○委員長（阿部幸夫） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） 例えばアルミ缶なんですが、障がい者団体がアルミ缶を集めて一つの資金源にしているんですよ。例えば高原支所には入り口にアルミ缶置場とか、ほかのものを置いた、そういう体制を取って、たまに障がい者団体が取りに来るんでしょうけど、市ではそういう形で障がい者団体に対してのあれなんですけども、啓蒙といいですか、市民にもやっぱり広報などでこういう団体がこういう資源ごみ集めておりますと、そういうシステムも必要じゃないかと思うんですが、その点どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 障がい者の団体が集めていらっしゃるといのは新井地区のふれあい会館の前でも集めていらっしゃいます。そういう活動については団体の活動ということで、資源物の回収が進むのは非常にいいことというようなこととなります。団体の活動については、その周知については、その活動団体が積極的に行えばいいのではないかというのが考えであります。

○委員長（阿部幸夫） 丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） システムの体制ですよね、やっぱりそういうところにお金が回る、そういうシステムも市が指導するというか、例えばさっきのほうで言いましたけど、広報にそういうことをやっている団体がありますよという、そういうシステム1つつくれば、例えば資源ごみであっても活用価値が大いに上がるんですよ。その点どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 資源物の循環のサイクルですね、システムをつくることということでは非常に周知のほうはいいのかなというふうに思っております。あと団体の育成の面からは、その団体からのPRも必要だろうというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第44号 妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） ただいま議題となりました議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。補正予算書の12、13ページをお開きください。あわせて、49号参考、補正予算の概要の1ページを御覧ください。観光誘客推進事業では、市のプロモーションとしまして3年目となりますが、青山学院大学との連携による広告宣伝を行うものであり、箱根駅伝を筆頭に出雲駅伝、全日本大学駅伝など各種大会や各種メディア露出における公式ユニフォーム等への妙高市ロゴの貼りつけに係るものでございます。

次に、歳入について申し上げます。戻っていただきまして、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。中段19款1項3目妙高山麓ゆめ基金に対する指定寄附金1000万円及び4目地方創生応援税制に係る指定寄附金1200万円については、青山学院と協働で実施する観光誘客推進事業のためのクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税などによる収入を計上したものでございます。

以上、議案第49号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第49号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） うちの委員会は、今の観光商工課の1本だけなんですけど、ちょっとまず確認したいんですが、

今回青学のロゴ掲示ということで、歳出のほう見ると、実際青学のほうにロゴをつけていただけるというような費用1600万円なんですかね、そのほかにクラウドファンディングで企業版と、あと普通のゆめ基金、こういった方々から寄附をいただけるというふうに想定しているのが2200万円で、そういった方々に寄附の方々に謝礼をするのが約300万円弱というふうな形になっているんですが、これ普通のふるさと納税していただいた方と同じような米ですか、酒ですか、そういったのをお返しするというような形なんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 企業版については、返礼をしてはいけないというルールになっております。これは、変わりませんので、個人の方から市外の方から御寄附いただいたときに関しては、3割以内で今回初めて返礼品をお返ししようということで、品目については今調整させていただいているところでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 企業版は、返礼品は駄目だということで、個人の方からは3割以内ということで、やはり妙高市にちなんだものがいいと思うんですけど、その辺今調整中だということで、調整中といえどもそんなに妙高市もたくさんあるわけではないんですが、どんなふうなのを今イメージされているんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 今回例年に比べてかなりの金額という形もございますので、この事業に大変興味を持っていただけるような方向けに妙高市のオリジナルなものを何かできたらいいなというふうにちょっと考えているところでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） さらに、その返礼品が妙高市のPRになるというような形が私もいいと思うんですが、今度実際に青学にユニフォームのロゴということなんですが、今年で3年目ということで、かなり前にもこの委員会か何かでやったんですが、大体視聴率と映っている時間といわゆるコマーシャル料というんですかね、それ大体試算できるというようなことだと思うんですが、当然去年はずっと1位だということでかなり露出していましたし、そうなる時間が非常に長いということで、初年度は4位ということで、注目度はあったんですが、そこまでトップを走っているわけじゃないんで、露出度は低いということだと思うんですが、過去2年間でどれぐらいのいわゆる効果というんですかね、いわゆるそれをコマーシャル料に換算したらどれぐらいの効果があるというような試算があるとすればちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えさせていただきます。

まず、この事業については、当然相手方からの申入れによって成り立っておりますけれども、まず私ども考えたのは、テレビコマーシャルの費用について考えさせていただきました。当時テレビ局に聞いてもなかなかお答えいただけないんですけども、とにかく2日、3日の日は特別料金ですよということで、ちょっと関係の方からお聞きすると、2日間で30秒コマーシャルを2回流すと数千万円からその上だというお答えを一応いただきました。それから、もう一つ、これはホームページ上といいますか、ネット上でも流れておりますけれども、一般的にテレビコマーシャルの1秒間当たりの費用というのは、正月ですと試算されていて1秒4.7万円という試算がネット上では出ております。青山学院さんが前回トップのほうで出ると全体の3分の1は映し出されているというような計算がなされていて、それが1万5000秒だという、ネット上で計算されている方がいらっしゃいます。これを様々計算していくと、昨年例だと7500万円くらいという広告の価値ということが、コマーシャルだけで言われております。通常は、その後のニュース番組であるとか、それからバラエティー番組のほうも出演いただいておりますので、さ

らにプラスアルファの価値が一応あるかなということが一般的には計算上はされるということでございます。直接的な私どもが今見ているのが、ホームページへのアクセス数しか直接的な影響は計り知ることはできませんけれども、昨年は400倍近いアクセスを正月の間にいただいたところでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 本当に非常にこの金額が損か得かみたいなお話で、大変そういった御厚意のある大学関係者の方に申し訳ないんですが、ちなみに恐らく去年、おとしから駅伝のユニフォームに民間の企業でも自治体は妙高市だけだと思うんですが、つけてもいいというような、解禁になったということだと思うんですが、たしかどこか、中央大学かな、サトウ食品か何かのつけていた……

〔「明治」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員（堀川義徳） 明治ですかね。明治か何かサトウ食品ということで、あそこ完全に民間のスポンサーとなるんですが、そういった幾らでつけたみたいな情報というのはないんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 民間については、ちょっと私どもも把握してございません。自治体では印西市さんというところが順天堂大学さんと昨年されていて、それは新聞でも出ましたが、ほぼ妙高市と同額だったというふうに認識しております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今回の期間なんですけど、8月1日から来年の3月31日ということで区切られているようなんですが、これは毎年この期間で区切られていて、8月以降駅伝の大きな大会があるので、8月1日から3月31日までぐらいが、いわゆる駅伝のシーズンと言われる期間がこの8月1日から3月31日ということで、一番ユニフォームを着て走る機会が多いということでこの期間は想定されているのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） この後ですね、議会で議決いただければですね、契約行為をさせていただく形になりますので、当然契約の中で期間を明記させていただきまして予定でございます。そうしますと、単年度会計でございますので、我々は3月31日までという話の中で広告をさせていただきたいと。始期についても、時間的に余裕を見て8月1日からということで、各種大会でということで今のところ調整をさせていただいているところでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これで最後にしますが、ロゴですね、過去2年間と同じロゴといいますか、妙高市のマークと妙高市という形なんですけど、ああいった形なんですかね。もうちょっと大きくするといいいかなと思うんですが、その辺で微妙に毎年大きくなっていくみたいですね、確かに去年辺りですとその後のいろんなニュース番組とかで長いジャンパーですかね、膝の下まである白いジャンパーも入っていますので、どちらかというとき走っているときよりも、そういったときのほうがテレビには露出していたのかなということで、非常に私も見ていて効果があると思うんですが、ロゴも少し何か今年はレイアウトといいますか、デザインを新たにしている予定はあるのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） まず、スポンサーとしてロゴを出せる大きさがまず規格として陸連で決まっておりますので、大きさはあれ以上大きくできないかなと思っております。その中で妙高市という名前でのプロモーションになりますので、やっぱり限りなく妙高市を大きく出すという仕組みで今まで考えてきましたので、また今年についても同様な考えでいきたいなと思っております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） まず、私これ昨年から反対、正直言って反対しているんですけど、その一つの理由というのが私にあって、私自身は個人的なことを考えれば自分の母校だから、すごく応援していますよ。例えばここにペンあったって、これだって青山学院だし、私にとっては本当母校愛があります。でも、ここの行政でやってきているのは合宿の郷構想というのをやっています。アイシングプールだとか、いろんなものを建てたし、それでマラソンやって、陸上の人たちが足を壊したりしたら、あそこのほっとアリーナで温浴施設で、足を要するにあの温浴施設を使ってリハビリをすとか、そういう形でもっての誘致で一生懸命になってやられてきて、おかげさまで企業も含めて何十団体とやっぱりこっちに誘致されてこられました。それを含めると、まず1点、どうしても1校にとらわれるということに対して、私はそれはコマーシャルは大事かもしれないけれども、それはやはり前提的なことを考えたときには、これはちょっといかがかなということでもやっぱり考え直してほしいという気持ちが私にはありますが、その辺はいま一度お聞きしたいんですけども、いかがですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 合宿の郷の進め方については、今ほど宮澤委員さんから言われたとおりにかなというふうに思っておりますし、私どもも来ていただけるような環境整備についてはこれからもやっていきたいというふうにご考えているところでございます。あくまでも冒頭申し上げましたが、シティープロモーションとして妙高市をPRさせていただくための手段として青山学院さんとの連携を選ばせていただいているということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 確かに数年前から学連のほうに、学生に対してもそういうスポンサーというかね、というのは出てきました。だけれども、私は行政、一つの自治体の一つの学校にとらわれるということは非常に私自身は個人的にアマチュアスポーツとして本当にいいのかどうか、そこが私はすごく疑問を感じるころなんです。例えば明治大学のサトウの切り餅、サトウとかね、そういうふうに応援してくれる、これは企業版としてのスポンサーは私は大いにやるべきだと思うし、例えば東京美装にしても、いろんなところが、ジャンプにしてもそうですし、いろいろついています、UEXにしても。でも、自治体があるんな大学、そして政策がきちとここのところにあるにもかかわらず1校だけに偏るということは、これ自治体として果たしてそれがいいのだろうか、これは私自身はもう一度考えるべきであって、自治体の応援、要するに例えばここにいる皆さんがみんな青山学院大学卒業している方ですね、ということであつたらそれは応援しなきゃいけないということはあるかもしれないけれども、やはりここは自治体でみんなに来てくださいという、幾ら企業版のクラウドファンディングだといってもやっぱり妙高市が主体になってクラウドファンディングやって、青山学院というのを銘打って、それを冠でクラウドファンディングやられるような形になると思うんですよ。やはりほかの大学の子供たちのことも考えたり、企業のこと考えるんだつたら、企業としては私はこれは大いに支援するべきだと思うけれども、一自治体としての地方自治体がそういうことをやることに対する大変違和感、ましてや3度目というのは違和感を感じるんですけども、その辺はいま一度どのようにお考えでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 直接的なお答えになっているかあれですけども、今年の5月の2日ですかね、報告等に来ていただきまして、監督のほうから自ら今年もし市民の方のお許しを得られるのであれば妙高市の名前をつけて走りたいというような申し出た中では、市民の方全員から拍手をいただいたというふうには私は認識しておりますし、その声の一つの表れが今回提案させていただいているというふうには思っております。委員さんおっしゃられるように、特定のチームを例えば合宿の誘致のために応援しようとか、そういうことは市としては一切するつもりは全くございません。あくまでもプロモーションとして何が市のPRできるのが一番いいかなと考えた事業だ

というふうに認識しております。

○委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ありがとうございます。私は、アマチュアスポーツに対して行政が1回とかじゃなくて、やっぱり数回にわたって応援するということに対しては、平等性の確保に対しては非常に違和感を感じるころだと私は思います。市民の方が皆さん賛成しているということは、私は中にはやはり特にあの地域に合宿に来られている方、杉野沢地域の方々は何でうちに泊まっているお客さんを応援してくれないのか。例えば昨年優勝した学校、大学とか、優勝したところだって応援してくれてもいいじゃないか、そのロゴのところに貼ってもらってもいいじゃないかとか、そういう交渉だってありきだと思います。1校だけからそういう形で今年はどうですかと言われるんじゃないかと、昨年は青学でやったんだから、じゃ今年は創価にしましょうか、それとも早稲田にしましょうか、それとも明治にしましょうか、中京にしましょうか、そういう形で議論されることも一つのやっぱりPRの大事なところだと思うし、やはりアマチュアスポーツですから、あまりそれを強引に持つていくことというのは私は自治体としては適切じゃない、いわゆる違和感をすごく感じるころだというふうに私は思うんですよ。何でそこまで、原監督からPRオファーがあったからといっても、平等に見ることの大事な私はアマチュアスポーツに対する原則というものをやっぱり我々考えていかなきゃいけないところだと思うんです。アスリートを育てるとか、その宣伝だったらほかにも例えば富田せなさんとか、この辺でオリンピックでメダリストだったたくさんいらっしゃる。その方にだって支援するような形の、そこにロゴで妙高市とつけてもらうことだって、ここに住んでいるんですから、住んでいる方々、居住している方々でもそれでもオリンピックでアスリートの方もたくさんいらっしゃる。そういう方々を念頭に入れてやっていくことも私は重要だと思います。ただ、営業に来られた、そうです、市民から許された、満場一致と言われますけれども、そうではないと思うんです。一つのやっぱりスポーツの意義ということを考えるべきじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょう。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） アスリートの育成という観点とスポンサーという観点、私たちは観光商工としますと観光誘客で盛らせていただいている以上は、シティープロモーションとして妙高のPRをいかにしようかということをお考えさせていただいております。委員さんから言われたことについても今後よく考えていく必要はあるかなと思っておりますが、今回についてはより妙高のプロモーションを高めるための費用として提案をさせていただいたということでございます。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今回の件で私どもの観光誘客推進事業に対して、私は青山学院大学のロゴを入れることに対して、私は一市民としても反対させていただきたいと思っております。いろんな平等性の確保からしても、ほかの大学の方が一生懸命妙高高原に来て練習されている、その辺を含めてもやはりその人たちが何で青山学院大学だけなんだということを言われぬように、みんな平等で見てあげるといふ大事な自治体としての考え方というのをしっかりと持つていくべきだというふうに私は考えて、あえて私は自分の母校ですけれども、この件に関してはしっかりと反対させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項については、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（阿部幸夫） 賛成委員多数であります。

よって、議案第49号のうち当委員会所管事項については原案のとおり可決されました。

森林環境譲与税の譲与基準に関する意見書の提出について

○委員長（阿部幸夫） 次に、森林環境譲与税の譲与基準に関する意見書の提出についてを議題とします。

5月12日に行われました産業経済委員会において議員発議による意見書を提出することになり、字句等の整理は委員長に一任となりました。このたびの意見書は、妙高市議会初の委員会から提出される意見書となるため、その案文を最終確認いただきたいものであります。お手元に配付の意見書案文について何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 特に御意見がないようですので、本案文のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（阿部幸夫） 引き続き、閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中の継続審査（調査）の申出について（案）を御覧ください。

1）、管内調査についてお諮りいたします。

閉会中において委員会の活動を行うため、配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、1）、管内調査の申出については、お手元に配付の資料のとおり申出することに決定されました。

次に、管内調査の日程についてお諮りします。

管内調査の日程は、7月5日火曜日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月5日火曜日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

○委員長（阿部幸夫） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして産業経済委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時01分